

労働者派遣の受入れ期間について（厚生労働省 HP より抜粋）

受入れ期間制限のルールが変わります。

「対象」：平成 27 年 9 月 30 日以降に締結・更新された労働者派遣契約に基づく労働者派遣が対象です

「内容」：すべての業務において①事業所単位、かつ②個人単位の期間制限が適用されます

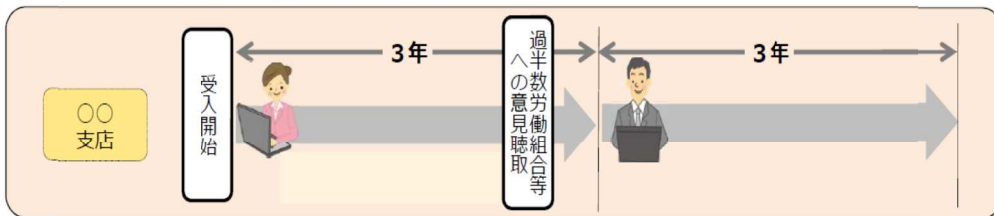
「派遣元で無期雇用されている派遣労働者」「60 歳以上の派遣労働者」は対象外。

① 派遣先の「事業所単位」の期間制限

派遣先は、同一の事業所において派遣可能期間（3 年）を超えて派遣を受け入れることはできません。

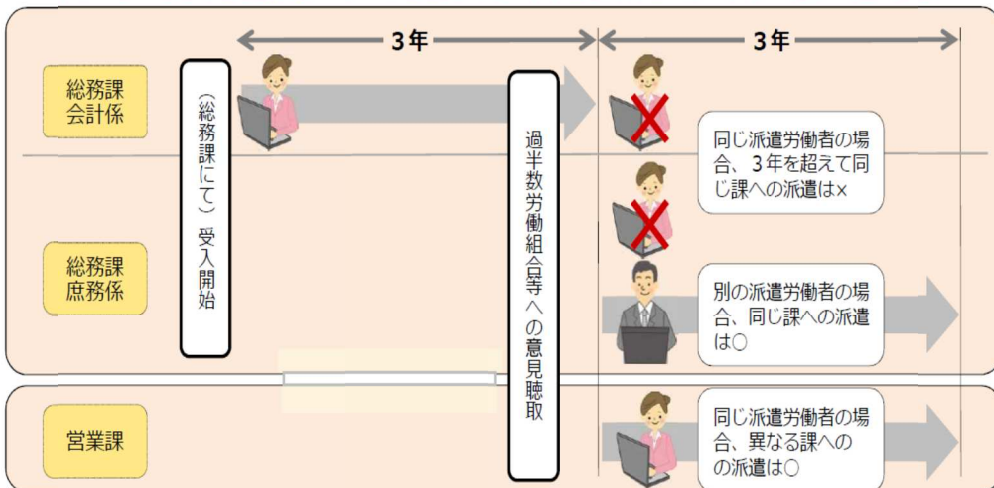
▶ ただし、派遣先の事業所の過半数労働組合等※1から意見を聴いた上であれば、3 年を限度として派遣可能期間を延長※2することができます。

- ※1 過半数労働組合が存在しない場合、派遣先の事業所の労働者の過半数を代表する者
- ※2 再延長する場合には、改めて意見聴取手続きが必要です。



② 派遣労働者の「個人単位」の期間制限

①において「事業所単位」の派遣可能期間を延長した場合でも、派遣先の事業所における同一の組織単位（いわゆる「課」などを想定）で、3 年を超えて同一の派遣労働者を受け入れることはできません。



事業所：基本的に雇用保険適用事業所に関する考え方と同じ。

- ・工場、事務所、店舗等場所的に独立していること
- ・経営単位として人事・経理・指導監督・働き方等がある程度独立している

組織単位（例：〇〇課等） 業務としての類似性、関連性があるもの

意見聴取：派遣先は同一の事業所において 3 年を超えて派遣を受け入れようとする場合、延長しようとする派遣可能期間終了 1 か月前までに事業所の過半数労働組合等から意見を聴く必要があります

SATO'S NEWS LETTER

2018 年 5 月号  
(No.101)

CONTENTS

- 労働者派遣の受入れ期間について…………… P.1
- 助成金情報…………… P.2
- 働き方改革関連法案閣議決定…………… P.3
- セミナー情報…………… P.4
- 人事労務ニュース…………… P.4
- スタッフ紹介…………… P.4

5 月の社会保険労務と税務

5 月 10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

5 月 31 日

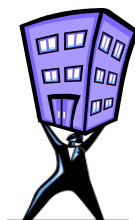
- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 外国人雇用状況の届出

公式 Facebook ページ開設



いいね!

## 助成金情報



## キャリアアップ助成金の支給要件が変更



平成30年4月1日からキャリアアップ助成金の支給要件変更等が発生致します。

### ■ 正社員化コース

- ・1年度1事業所当たりの支給申請上限人数が20人までに変更になります
- ・正社員へ転換した際、転換後6か月の賃金総額が転換前6か月の賃金総額より5%以上増額させていることが必要です（H30.4.1付以降に転換した労働者が対象です）（派遣労働者を直接雇用した場合も同様です）

### ■ 人材育成コース 人材開発支援助成金に統合されます

- 賃金規程等共通化コース 共通化した対象労働者（2人目以降）について助成額を加算します
- 諸手当制度共通化コース 共通化した対象労働者（2人目以降）について助成額を加算します

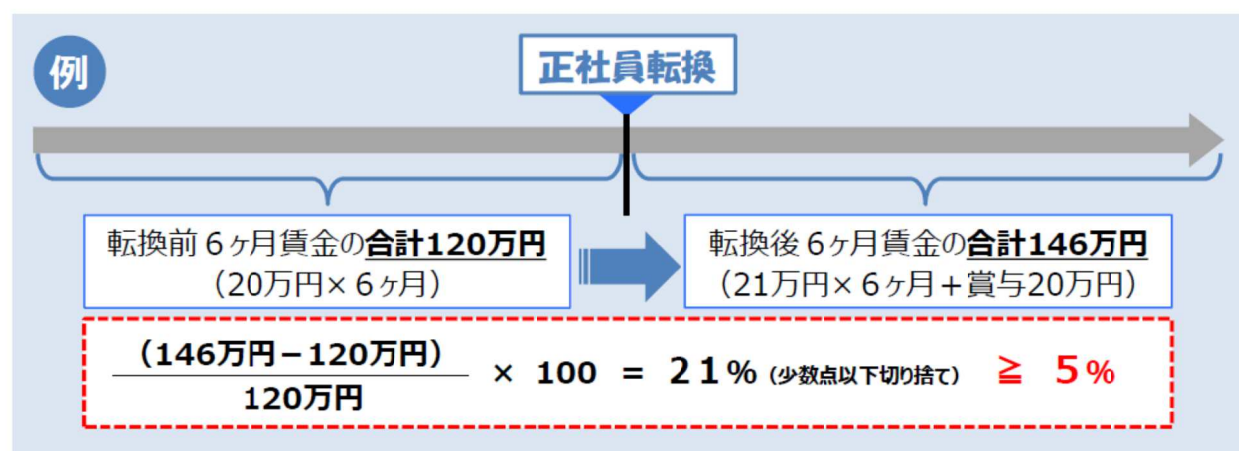
### 正社員化コース

#### 賃金5%以上増額に係る計算方法

#### ○ 原則の計算方法

$(\text{転換後6か月の賃金総額} - \text{転換前6か月の賃金総額}) / \text{転換前6か月の賃金総額} \times 100 \geq 5\%$

※5%以上増額の算定には、①実費補填であるもの（例）通勤手当、住宅手当等②毎月の状況により変動するもの（例）休日手当、時間外労働手当（固定残業代含む）、歩合給等は含めることができません



### 賃金規程等共通化コース

※共通化した対象労働者（2人目以降）について、助成額を加算

- ・対象労働者1人当たり20,000円<24,000円>（15,000円<18,000円>）

### 諸手当制度共通化コース

※共通化した対象労働者（2人目以降）について、助成額を加算

（加算の対象となる手当は、対象労働者が最も多い手当1つとなります。）

- ・対象労働者1人当たり15,000円<18,000円>（12,000円<14,000円>）

<上限20人まで>

※同時に共通化した諸手当（2つ目以降）について、助成額を加算

（原則、同時に支給した諸手当について、加算の対象となります。）

- ・諸手当の数1つ当たり16万円<19.2万円>（12万円<14.4万円>）

<上限10手当まで>

## 働き方改革関連法案の概要が閣議決定されました

4月6日、政府は働き方改革関連法案を閣議決定しました。主な内容について紹介いたします

1. **時間外労働の上限を設定（施行時期：大企業 2019年4月、中小企業 2020年4月）**
  - ・原則：単月45時間、かつ、年間360時間
  - ・臨時的特別な事情がある場合：単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）  
年間720時間を限度に設定  
原則を上回る特例は年6回を上限とする
  - ※自動車運転業務、医師、建設事業は改正法施行後5年後に時間外労働の上限規制適用
  - ※研究開発業務については医師の面接指導を設けた上で適用除外
2. **有給休暇取得の義務化（施行時期：2019年4月）**
  - ・年10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、うち5日について、毎年、時季を指定して付与しないといけません
3. **高度プロフェッショナル制度の創設（施行時期：2019年4月）**
  - ・職務の範囲が明確で一定の年収（少なくとも1,000万以上）を有する労働者が高度の専門的知識を有する業務に従事する場合、4週間に最低4日、年間104日の休日を確実に取得させること等の健康確保措置を講じること、本人の同意や労使委員会の決議を要件として、労働時間・休日・深夜の割増賃金の規定を適用除外とする。
  - ※健康確保措置として、年104日の休日確保措置の義務化。加えて①～④のいずれかの措置の実施も義務化
    - ①勤務間インターバル措置
    - ②1ヶ月又は3ヶ月の在社時間等の上限措置
    - ③2週間連続の休日確保措置
    - ④臨時の健康診断の実施
  - ・対象者の在社時間が一定時間以上を超える場合、事業者は対象者に医師による面接指導を受けさせないといけません
4. **割増賃金の中小企業への猶予廃止（施行時期：2023年4月）**
  - ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%）について中小企業への猶予を廃止します
5. **勤務間インターバル制度普及促進（施行時期：2019年4月）**
  - ・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保するよう努めなければならない旨の努力義務が課されます。
6. **産業医・産業保健機能の強化（施行時期：2019年4月）**
  - ・事業者は衛生委員会に対し産業医が行った労働者の健康管理に関する報告内容等を報告しなければなりません
  - ・事業者は産業医に対し産業保健業務を適切に行う為必要な情報を提供しなければいけません
  - ※（産業医の選任義務がある常時50人以上の事業場が対象）
7. **同一労働、同一賃金（施行時期：大企業 2020年4月、中小企業 2021年4月）**
  - ・正規雇用労働者と非正規雇用労働者（短時間労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の待遇に不合理な差をつけることの禁止するものです。賃金・賞与だけでなく安全管理や教育訓練、福利厚生も含まれます
  - ・職務内容・責任の程度等が同じである場合には同一の待遇が求められます。
  - ・非正規雇用労働者に対し正規雇用労働者との待遇差の内容、理由等についての説明が義務化されます。

※今回、裁量労働制の対象範囲の拡大（企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型の開発提案業務」など追加）については見送られました

※概要、施行時期等は国会の審議により変更になる可能性があります。



## セミナー情報（合同勉強会）

## テーマ：「社員のメンタルヘルス対策」

## 【第1部】

担当：弁護士法人 広島メープル法律事務所 川崎智宏弁護士

担当：社会保険労務士法人サトー 木本美智社会保険労務士

- ① ストレスチェックの仕方、その後の活用方法
- ② 就業規則の準備
- ③ メンタルヘルス問題発生時の休職、受診命令等
- ④ 職場復帰のさせかた（リハビリ勤務、時短勤務）
- ⑤ メンタルヘルスの問題が生じた場合の労災認定例の紹介
- ⑥ 復帰困難の判断方法と退職までのマニュアル（労災認定がされたときとそうでないとき）

## 【第2部】

弁護士・税理士・社会保険労務士によるホットな情報を提供する5分間トピックス

◆日時：平成30年5月18日（金）14:00～17:00

◆会場：NTTクレド白島ビル2階会議室（広島市中区東白島町14-15）

※ビルに隣接した大型立体駐車場がありますので、お車でお越しの方はそちらをご利用ください。

◆費用：無料

お申込み締切：5月11日

◆お申込み・お問い合わせ 弊社まで

☆お知り合いの方もお誘いあわせのうえ、ご参加ください。部屋や資料の用意の都合がありますので、1社につき10名様までとさせていただきます。ご了承ください。

## 人事労務ニュース

・社保未加入で建設業の許可を更新せず（4/6）

国土交通省は、社会保険未加入の建設会社について、建設業の許可を更新しない方針を固め、建設業法の改正を目指して今後施行時期などを詰めていきます。審査の際に雇用保険・健康保険・厚生年金保険の保険料の納付証明書提出を義務付けるのと同時に、元請から下請けに支払う法定福利費についてもチェックを強化します。

## スタッフ紹介

原 三智  
（はら みさと）血液型：B型  
趣味：観葉植物、  
ナノブロック

昨年10月に入社致しました。

新規受託課のお仕事と指導員としての業務を担当させていただいております。新たな分野で学ぶことが多く日々奮闘しております。お客様のご要望にいち早く応えられるよう努力を重ねてまいりますので、今後ともよろしくお願いたします。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所  
730-0051 広島県広島市中区大手町1-6-2 MDX 広島ビル5階月～金 9:00～18:00  
電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081社会保険労務士法人サトー 東京事務所  
101-0032 東京都千代田区岩本町3-1-9 リブラ岩本町I 6階月～金 9:00～18:00  
電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983